

海外特別研究員最終報告書

独立行政法人日本学術振興会 理事長 殿

採用年度 2019 年度

受付番号 201960029

氏名

林 啓輔

(氏名は必ず自署すること)

海外特別研究員としての派遣期間を終了しましたので、下記のとおり報告いたします。
なお、下記及び別紙記載の内容については相違ありません。

記

1. 用務地（派遣先国名）用務地：ルール大学ボーフム校（国名：（ドイツ国））
2. 研究課題名（和文）※研究課題名は申請時のものと違わないように記載すること。
社会-自然の集成的生成から見る社会問題の発生および展開過程のメカニズム
3. 派遣期間：平成 31 年 4 月 17 日～ 令和 2 年 7 月 31 日
4. 受入機関名及び部局名
Institut fuer Soziale Bewegungen

Ruhr University Bochum

5. 所期の目的の遂行状況及び成果…書式任意 **書式任意 (A4 判相当 3 ページ以上、英語で記入も可)**
(研究・調査実施状況及びその成果の発表・関係学会への参加状況等)
(注)「6. 研究発表」以降については様式 10-別紙 1~4 に記入の上、併せて提出すること。

本研究プロジェクトは、社会-自然の集成的生成から見る社会問題の発生および展開過程のメカニズムの題名のもと遂行されている。

申請者はこれまで、基地現地の人-モノ関係から発現する統治実践を歴史社会学的に考察してきた。そこでは、現代社会の展開と人-モノの編成が相互に分かちがたく絡まり合いながら展開していることが明らかになった。ここから見いだされた人-モノを通じた統治実践は、基地以外の事例にどのように展開可能だろうか。本研究は、これまでの研究視角を、米軍基地に由来する化学物質の問題化プロセスをもとに展開させる。ドイツにおいて昨今、州のみならず連邦レベルで軍事基地に由来する化学物質が「発見」され、環境汚染が「可視化」される過程が生起している。研究目的は、この過程においていかなる認識（知識）とテクノロジー（技術）を媒介とした実践が展開したのか。また化学物質による環境汚染の問題化過程が、人間アクターと非人間アクターの双方をどのような紐帯をもって集合体として生起させ、広域的に展開するのかを分析するものである。研究内容は以下の通りである。

研究方法は、人間と非人間アクターおよび非人間装置の集合体を研究対象として開いた、アクター・ネットワーク論の視座 (Latour 2005) を、批判的に統治性研究に結びつけたトーマス・レムケらの (Lemke 2015) モノの統治論を基盤とする。モノの統治論は、人間の集合行為を非人間生物および無生物を含んだアソシエーションとして捉え、それが集合体として発揮する力に注目する視座である。他方でアクター・ネットワーク論は、ミクロ社会学としては有用だが、メゾ・レベル現象の分析に強いとは言えない。この問題を解決するためには、固有のスケール展開を持つ統治実践が、複合的に矛盾を抱えながらも特定の統治対象を決定するという、スケール統治論 (Legg 2009; Brenner

2004) を用いることで克服できる。具体的な研究方法は、(1) 文献・資料調査、(2) 新聞記事・公文書調査、(3) 聞き取り調査、(4) フィールドワークの 4 つの方法を用いつつ、量的・質的調査を組み合わせながら行う。内容は以下 3 点である。

(A) 化学物質がどのように「発見」され、どのように「翻訳」され実在するようになるのか

化学物質はどのように運動過程において「発見」され、その後どのように「翻訳」されてその実在を確固たるものとするのか。対象となるドイツ・ラインラント＝プファルツ州では 2014 年頃より、ドイツ国内での生産が禁止されている非水溶性の化学物質 (PFOS=ペルフルオロオクタンスルホン酸) が、米軍基地周辺地域の河川から発見された。これは周辺住民が、国際環境団体から派遣された専門家による機器の使用を通して発見したものである。運動による同物質の「発見」はどのような具体的実践によって可能になったのだろうか。同物質は非水溶性のため経口摂取すると体外に排泄されない。周辺住民の中には、自らの血中に同物質が検出された人が出てきた。これら人々は、化学物質の体内残留をどのように解釈し、現実と直面しているのだろうか。また汚染された地域には、どのような行政的対策が取られるのだろうか。

この問いに対し、ハンブルグ大学でのワークショップを通して知見を深め、関係各位への聞き取り調査を継続中である。

(B) 発見された「モノ」はどのように行政機関・議会・財界へと流通し認識されるのか

上記の PFOS は、「発見」後に同州による検査が行われるが、汚染が深刻なものだったため、州全土の軍事基地周辺の土壌及び河川調査へと拡大していく。その大きな根拠となったのが、欧州連合 (EU) の化学物質管理制度 (REACH=registration, evaluation and authorization of chemicals) による、同物質の規制強化 (2010 年) であり、2017 年の EU 内の製造および使用禁止である。この EU の規制路線は他方で、米軍基地立地受け入れ国であるドイツ連邦政府や関連州政府、また地元加工品業との政治的なせめぎ合いを引き起こしている。軍事基地から外部へと流出した化学物質は、政治と市場との緊張関係のなかでどのように「可視化」されたり、あるいは再び「不可視化」されるのであろうか。さらには、EU の規制は、ドイツの他の場所や EU 加盟国にどのような同時代的な影響を与えるのだろうか。化学物質の EU 内部における規制の構造的変動と、ドイツ国内でのメゾ過程における相克を、ローカルな過程と連関させながら考察する。

この問いに対し、ボーフム大学の Zajak 教授主催のワークショップで報告し、重要な知見を得た。またこれを基にして、論文「環境政策と地位協定——ドイツ連邦における米軍駐留と新たな水域環境汚染リスク」を出版した。PFOS およびその関連物質の EU レベルでの規制は、連邦や州水準の環境法の改革にも大きな影響を与えることになる。PFOS 汚染は、その土地の所有形態 (連邦所有、州所有、地方自治体所有、私有) によって、対応の仕方が異なるものであることがわかった。連邦所有の土地に関しては、連邦不動産庁がその責任を負い、米軍による流出に関しては、3:7 で米軍が汚染費用を負担することになる。しかしながらそれ以外の土地所有形態に関しては、NATO 地位協定における「第三者」に規定され、汚染に対する責任が曖昧になっている。

このような状況において、連邦議会は迅速な政治的解決を求めることになり、結果として「第三者」である州・地方自治体・私有地に関しても、連邦政府の責任が存在するということが政治的に明らかにされることになる。他方でラインラント・プファルツ州では、連邦政府機関は汚染対策に対して消極的な立場にあり、これが結果として州政府と地方自治体政府との民事訴訟を生み出すことになる。PFOS 汚染はドイツに限定されず、EU 諸国や世界中の軍事基地や空港、港湾地域において使用されてきたことから、これから世界中で同様の環境汚染の発見と、社会問題化を引き起こすことになるだろう。

(C) これら化学物質を発見する環境運動は、どのような特定の歴史的流通経路を辿ってきたのか

このような化学物質を計測し可視化するという運動は、ドイツや EU 圏でどのように展開し、現在に至るのだろうか。環境汚染化学物質の影響は、1970 年初頭に登場する環境運動によりフレーム化され流通した。この流通の具体的系譜を、ドイツ国内のアーカイブスを拠点とした資料調査と聞き取りにより明らかにしていく。

ドイツにおいては、環境運動が政治過程内部に結晶化した事例として、緑の党の結成が対象化されることが多い。これは市民社会の成熟と共に、環境汚染が政治スペクトラムに限定されずに、人間の生活そのものを脅かすものとして認識されてきたことが挙げられる。他方で、環境問題の発見と対処が、行政内部の機能として定着するまでの過程は、各国の政治構造の差異、つまり政治機会構造の差異も考慮に入れなければならない。

この点については日本社会学会で報告し、重要な批判と知見を得ることになった。例えば、ドイツのように EU などの超国家型行政機関が存在する場合、その機関での決定が国家行政レベルで遵守されなければならない。また NATO の場合は多国間安全保障条約のため、日米安全保障条約のように、2 国間のパワーバランスではなく、多国間の複雑なパワーバランスにより、行政過程での環境保護制度が作られていく。上記の点に注目しながら、日本と海外の研究者との共同研究において、Routledge と明石書店から、2021 年度にアンソロジーが刊行予定である。